

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 申請にあたっての留意事項

- (1) 故意に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請書（以下「申請書」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書（以下「支給要件確認書」という。）の虚偽記載及び添付書類の改ざん、偽造等を行わないでください。
- (2) 事業主から休業手当が支払われた場合には、休業手当が払われた日の翌日から原則2週間以内に申告を行ってください。支援金等の支給後、休業を行った事業主に対して、休業手当等の支払いの有無について確認の連絡を行う場合や、休業期間中の休業手当等の支払いの有無が分かる書類の提出を求める場合があります。
- (3) 申請書、支給要件確認書及び添付書類に不明な点がある場合、支援金等の支給はできません。内容を確認の上、支給の可否を判断します。
- (4) 支援金等の審査又は不正受給の調査に当たり必要と認められる場合、法に基づき、資料の提供等を求めることがあります。
- (5) 支援金等の審査及び不正受給の調査のため、都道府県労働局職員が訪問等による調査を行うことがあります。
- (6) 不正受給が行われた場合、労働者や事業主（以下「労働者等」という。）に対して、支給を受けた額に加えてその2倍（合計して、最大で支給を受けた額の3倍）までの額と年3%の延滞金を請求することがあります。
- (7) 詐欺等に該当する場合、刑事事件として告発等することがあります。
- (8) 労働者等から手続の代行を委任された代理人等の関係者が不正受給に関与していた場合は、労働者等と連帯して、上記(6)の金額の支払い義務を負うとともに、上記(7)の対象となることもあります。
- (9) 不正受給が行われた場合、事業主や代理人の氏名等が公表の対象となる場合があります。
- (10) 会計検査院の検査対象となった場合には、ご協力いただく必要があります。